

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月4日
【会社名】	NISSHA株式会社
【英訳名】	Nissha Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 最高経営責任者 鈴木 順也
【本店の所在の場所】	京都市中京区壬生花井町3番地
【電話番号】	(075)811-8111(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 専務執行役員 兼 最高財務責任者 西原 勇人
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎二丁目11番1号大崎ウィズタワー
【電話番号】	(03)6756-7500(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 井ノ上 大輔
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2019年4月25日
【発行登録書の効力発生日】	2019年5月10日
【発行登録書の有効期限】	2021年5月9日
【発行登録番号】	31-関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 30,000百万円
【発行可能額】	30,000百万円 (30,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出 しています。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間 は、2020年6月4日(提出日)です。

【提出理由】

臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定による)を2019年9月20日に、臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定による)を2020年3月25日に、臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定による)を2020年3月26日に、臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定による)を2020年6月2日にそれぞれ関東財務局長に提出しました。また、2020年3月25日に提出しました臨時報告書の訂正報告書を2020年3月25日に関東財務局長に提出しました。これらの臨時報告書および臨時報告書の訂正報告書の提出により、当該書類を2019年4月25日に提出した発行登録書の参照書類とします。

【縦覧に供する場所】

NISSHA株式会社 東京支社

(東京都品川区大崎二丁目11番1号大崎ウィズタワー)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

表紙の「提出理由」に記載の通りです。